令和６(2024)年度 事業計画

社会福祉法人 有田つくし福祉会

基本理念

１、利用者の立場にたち、｢労働｣｢生活｣を通して、一人ひとりの豊かな発達保障と社会的自立をめざします。

２、利用者・その家族の願いにもとづき、生まれ育った地域で生き生きした人生が送れるよう障がい者福祉事業の整備と機能の充実をめざします。

３、地域福祉サービスの拠点として、地域の人々との交流を通して理解と支援の輪を広げ、障がい者福祉の充実をめざします。

４、関係者の総意に基づき民主的な運営・経営を行います。

令和６年度事業計画

法人運営（総論）

当福祉会では、基本理念をふまえて、障がい福祉事業者として真摯な事業運営と、社会福祉法人として地域社会への貢献に努めることを第一義とする。

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」と表記）について、感染症法での位置づけが５類に変更されて１年弱が経過し、ようやく福祉事業の現場でもコロナ前の日常が戻りつつあるところである。コロナ流行下での活動は試行錯誤もあり多くの困難があったが、経験を重ねて多くの知見を得た。新たに業務継続計画（BCP）を作成し、困難な情勢下での運営・経営の礎とする。

その他の運営面について、直近数年はコロナ対応に追われ新事業の計画や新しい取り組みはほとんど着手できていない。一方この間に生じた新たな課題は、日中活動事業の利用状況が従来の右肩上がりから、横這いないし微減の傾向に転じたことである。当福祉会は設立以来圏域に不足する福祉事業の開設・拡大に投資してきたが、今一度原点に立ち返り、既存事業所について課題を検証し立て直す必要がある。

また福祉に携わる職員の求人難は既に社会的な課題になっているが、当福祉会においても事業運営・計画に影響が出始めている。職員の確保と定着のための施策に取り組む。

従来からの課題である会計面について、過去決算を遡れば数年毎に大幅な赤字計上を繰り返しており、財務基盤の弱さと併せ、安定した経営には程遠い状態である。経費の適切なコントロールと継続・安定的な収益確保（利用実績増や受託契約の改定等）により、毎年度堅実に利益を計上する体制づくりに取り組み、収支・財務状況を改善する。

１　評議員会・理事会の開催

評議員会予定(定時) (審議･決議事項)

令和６年６月下旬 令和５年度事業報告・決算、他

上記のほか必要に応じて臨時評議員会を開催する。

理事会予定 (審議･決議事項)

令和６年６月上旬 令和５年度事業報告・決算、定時評議員会招集、他

　 〃 　１１月 予算補正、中間事業報告、新任期苦情解決第三者委員選出、他

令和７年３月 令和７年度事業計画・予算、他

上記のほか必要に応じて理事会を開催する。

２　事業の整備・運営

本年度に新規開始予定の事業は無く、現行事業の充実・改善に努める。

日中活動事業は「つくし共同作業所」（就労継続支援B型･生活介護）、「早月農園」「カフェ＆ベーカリー･オリーブ」（いずれも就労継続支援Ｂ型）の３事業所である。就労継続支援B型は法人の主力事業であるが、令和元年度以降の利用実績は伸び悩み事業規模に見合うものになっていない。状況改善が急務である。

生活介護は定員１０と小規模でほぼ定員上限に達しているが、令和６年度から同事業の実績算定やサービス提供時間の体系が大幅に変更されるため、ひとまず情勢を見守る。つくし共同作業所併設の「つくしんぼショート」（日中一時支援）は引き続き実施する。

居住系事業は「あっぷるホーム」（共同生活援助・短期入所）で、男性用・女性用各一棟ずつで両事業を行う。同事業は本年度から地域連携・第三者による評価等の導入が努力義務化されるため、対応を検討する。

相談系事業は「有田地域生活支援センターつくし」（一般・特定・障害児相談支援ほか）及び「有田圏域基幹相談支援センターあねっと」（基幹相談支援センター）で、個別給付事業と多数の受託事業（県や圏域自治体から）を行っている。諸事情を考慮しつつ事業の充実と収支の改善に努める。

各事業の運営は、法人事業計画に基づき、理事会で選任された管理者の下で各職務の責任者・担当者による確実な職責遂行や、管理者会議、常設委員会（虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会ほか）等の機能と権限を通じ、法令を遵守した真摯な運営と、課題が発生した場合に迅速に対処できる体制を整える。

３　職員の資質・専門性の向上

当福祉会の職員は、法人内全体研修への参加・外部研修への参加と成果の共有を通じて資質・専門性の向上に努める。職員の研修は事業所単位で研修計画を作成する。

毎年度２回実施している法人内全体研修は、原則２回とも最重点課題として虐待防止・人権擁護をテーマとし、研修当日欠席者には別日程でビデオ視聴とレポート提出を求め、確実に全職員参加による研修とする。

外部研修ではサービス管理責任者及び相談支援専門員の養成に取り組むほか、虐待防止・身体拘束禁止、人権擁護、強度行動障がい、防災、感染症対策の各分野に重点的に取り組み、研修成果の共有は資料回覧等は最小限にして出来るだけ伝達研修によるものとする。

４　対外活動・その他

コロナ流行を理由に中止していた行事などは、概ね復活を予定している。

地域交流行事の開催（コロナ流行前から定例的に行ってきた「喫茶はやつき」「オリーブ秋まつり」など）を通じて、地域社会との交流をすすめる。

社会福祉法人の地域における公益的取組として、早月農園を拠点にした「高齢者家庭への昼食弁当無料提供事業」を実施するほか、和歌山県社会福祉協議会（県社協）による「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協同プロジェクト」に参画する。

対外活動としては、有田圏域障害者自立支援協議会（法定設置）の各分野に参画する。福祉業界団体では、社会福祉法人経営者協議会（経営協）及び、事業所単位で社会就労センター（セルプ：つくし作、早月、オリーブ）、きょうされん（つくし作、早月）、農福連携協会（早月）、相談支援専門員協会（支援センター）に加入し活動する。

情報発信として、紙媒体の「つくしだより」を年数回発行し、家族・関係者・後援会等の支援者や関係団体等に提供する。またホームページで事業の紹介と情報開示などを行い、フェイスブックとインスタグラムを就労支援事業の販促ツールとして活用する。

各事業

１、「つくし共同作業所」（生活介護・就労継続支援Ｂ型：多機能型）

　　　「つくしんぼショート」（併設：日中一時支援）

①事業

生活介護、就労継続支援Ｂ型を多機能型として行う。

また併設事業として有田圏域自治体と契約して日中一時支援を行う。

定員：生活介護１０、就労継続支援Ｂ型２５

②支援内容・生産活動

各事業は、基本理念と主となる支援内容を確認した上で、多機能型であるメリットも生かして支援する。

＜生活介護＞

日常生活支援として毎日の体調チェック（看護職員による）・体重測定・散歩、定期的に買い物・公共施設利用・ドライブ・音楽療法・創作的活動など、及び服薬や食事・整容・排泄等の支援を行う。また当事業の特徴として企業等の下請けを中心に生産活動を行う。レクリエーションとして年間計画の中で事業単体・法人内行事の実施や地域行事参加などを行う。

本年度からサービス提供時間に応じた報酬体系へ移行することに伴い、支援時間は従来の形態を基本にしつつ、個別支援計画に位置付けたうえで可能な範囲で柔軟に対応する。

＜就労継続支援Ｂ型＞

生産活動（作業）を通じて労働の訓練、職場実習や求職活動など施設外支援や企業内で作業を請け負う施設外就労など一般就労に向けての支援、及び日常生活の支援等を行う。また就職した利用者には職場定着のための支援を行う。レクリエーションとして年間計画の中で事業単体・法人内行事の実施や地域行事参加などを行う。

生産活動は、引き続き企業・農家からの下請け作業、パン訪問販売（「オリーブ」のパンを仕入れて有田市・湯浅町・広川町地域で販売）、さをり織り製作・販売、廃品リサイクル作業、外部事業所から受託の清掃事業（週１回）などを行う。

＜日中一時支援「つくしんぼショート」＞

つくし共同作業所の併設事業として、原則として支援日は共通（土曜日を除く）で支援内容も準ずるが、必要な場合は別途メニューで支援を行う。

③運営その他

日中活動事業は法人内３事業所で特色を変え役割を分担しているが、当事業では収益率の低い下請け作業に比重がかかり過ぎており、パン訪販等とのバランスを取るとともに、今後も条件の良い生産活動を模索し労働訓練と収益向上の両立をめざす。

日中一時支援についてはほぼ利用実績が無い状態であるが、日中利用の社会資源として現状を維持するものとする。

２、「早月農園」（就労継続支援Ｂ型）

①事業

就労継続支援Ｂ型を行う。

定員：就労継続支援Ｂ型２０

②支援内容・生産活動

就労継続支援Ｂ型の理念にもとづき、生産活動（作業）を通じて労働の訓練、職場実習や求職活動など施設外支援や企業内で作業を請け負う施設外就労など一般就労に向けての支援、及び日常生活の支援等を行う。また就職した利用者には職場定着のための支援を行う。レクリエーションとして年間計画の中で事業単体・法人内行事の実施や地域行事参加などを行う。地域交流と生産品販売を兼ねた「喫茶はやつき」を原則として毎月実施する。

生産活動は、農業に係る作業（野菜・果樹類の栽培、出荷、販売）、加工品製造（農産物を使った自主商品の製造・販売）、及びパン訪問販売（「オリーブ」のパンを仕入れて有田川町地域で販売）を三本柱として行う。

小規模事業所の職員体制では農業に必要な季節波動の大きい労力が十分に賄えないため、経験に裏打ちされた専門知識を有する専任の就労支援事業指導員を配置し、農繁期には臨時雇用による増員、農地管理の一部について地元農家に業務委託を行う。

③運営その他

農業は生産活動収益の九割近くを占め、事業好調と中山間部での地域貢献（後継者難の耕作地維持）の意味もあって、借受農地は果樹を中心に５．１ha（開所時の２０倍以上）にまで拡大している。

一方で農業の課題は、設備・機器類の購入や修繕、農薬購入などの経費が莫大であること、季節波動や年毎の表裏周期の特性、天候不順・大型台風・害獣被害など自助努力では防ぎにくいリスクへの対応が必要なことなどがある。専門家や地域住民から助言をもらってよりきめ細かい運営管理、保険・共済による災害時への備え、リスク分散として農業不調時の安定収益源の確保（加工品製造販売やパン訪問販売など）などに取り組む。

３、「カフェ＆ベーカリー・オリーブ」（就労継続支援Ｂ型）

①事業

就労継続支援Ｂ型を行う。

定員：就労継続支援Ｂ型２０

②支援内容・生産活動

就労継続支援Ｂ型の理念にもとづき、生産活動（作業）を通じて労働の訓練、職場実習や求職活動など施設外支援や企業内で作業を請け負う施設外就労など一般就労に向けての支援、及び日常生活の支援等を行う。また就職した利用者には職場定着のための支援を行う。レクリエーションとして年間計画の中で事業単体・法人内行事の実施や地域行事参加などを行う。地域交流と生産品販売を兼ねた「オリーブ秋まつり」を実施する。

生産活動は、パン製造・販売にかかわる一連の作業（パン製造、店頭・カフェ対応、訪問販売準備、地域への訪問販売や納品など）を行う。また企業からの下請け作業を店舗の休日・手待ち時間等に行う。店舗型である事業所の特色を生かし、支援時間のシフト制、各利用者の技能・技量に応じてのパン製造分担や機器類の操作、店頭やカフェでの接客、定期的な課題解決ミーティングなど、一般事業所により近い形態で労働訓練を行う。

③運営その他

事業所の特徴である店舗について開設以来１５年が経過した。競合店との差別化のため、限られた予算での可能な範囲であるが付加価値の向上（キャッシュレス対応、フリーWi-Fi設置、オープンデッキ拡張・個室の用意、内外装リフレッシュなど）に努めてきた。引き続きSNS等による情報発信など店舗の価値を高めていくこととする。

生産活動収益はコロナ流行が収束して以降は好調で、令和５年度は過去最高を更新する見込である。利用者の給与（工賃）支払額も長年圏域での最高水準で推移しているが、一方で利用実績は就職決定による契約解除を差し引いても減少傾向で定員を大きく下回っている。事業所の魅力を発信するなど利用増に努力する。

４、「あっぷるホーム」（共同生活援助）

　　　　　　　　　（併設：短期入所）

①事業

共同生活援助（介護サービス包括型）を共同生活住居２棟（男性棟：すまいるホーム、女性棟：あっぷるホーム）で行う。

また併設事業として短期入所を行う。

定員：共同生活援助１３（男性７・女性６）

：短期入所３（男性１・女性２）

②支援内容

支援職員は住居毎に配置する。夜間の支援については、障がいが重度の方も入居していることによる発作や体調不良への対応、緊急時避難などの対応を迅速に行うため、及び防犯などの理由により、各住居に夜勤で職員を配置する。また毎週看護師を配置して入居者の体調把握を行う。

ホーム職員間や日中活動事業所と情報・課題の共有を円滑にするため、定期的に関係者会議を開催する。

支援内容は、食事や入浴などの生活支援、通院や買い物、休日の余暇支援などを行う。レクリエーションとして年間計画の中で事業単体行事（コロナ前まで行ってきたクリスマス会や食事会、旅行など）・法人内行事の実施や地域行事参加などを行う。

短期入所は基本的に共同生活援助と同様とするが、事前に必要な支援を把握し、内容により職員の臨時増員を含めて適切な対応を行うこととする。

③その他

共同生活援助事業は、事業の質を確保する方策として本年度から利用者家族や地域代表、有識者等で構成する地域連携推進会議の設置、若しくは同趣旨で第三者による評価の導入が努力義務化される（令和７年度から義務化）。同会議では運営報告のほか要望・助言の拝聴、事業所見学会の開催等が例示されており、対応を検討する。

共同生活援助について、現行事業分では空室が無いため引き続き需要調査と新たな事業化の可能性を検討する。短期入所はコロナ流行の収束以降は利用実績が回復しており、今後も同様の支援を行う。

５、「有田地域生活支援センターつくし」（一般相談支援）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（特定・障害児相談支援）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（在宅リハビリテーション推進強化事業：受託）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（長期入院精神障害者地域移行促進事業：受託）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（市町村相談支援事業：受託）

　　　「有田圏域基幹相談支援センターあねっと」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（基幹相談支援センター等機能強化事業：受託）

①事業

一般相談支援、特定・障害児相談支援、和歌山県から受託する在宅リハビリテーション推進強化事業及び長期入院精神障害者地域移行促進事業、有田圏域自治体（有田市･湯浅町･広川町･有田川町）から受託する市町村相談支援を「有田地域生活支援センターつくし」として行う。

有田圏域自治体から和歌山県福祉事業団と共同で受託し、基幹相談支援センター等機能強化事業を「有田圏域基幹相談支援センターあねっと」として行う。

②内容

・一般相談支援として地域移行・定着支援、特定相談支援としてサービス利用のための計画作成、障害児相談支援としてサービス利用計画作成・相談などを行う。

・在宅リハビリテーション推進強化事業として、障がい福祉に係る専門職と契約して一般家庭や施設などへ派遣して以下の活動を行う。

＜巡回相談、訪問による健康診査＞

地域の施設などでの療育相談、親子教室、機能訓練など

在宅での療育相談、健康診査、体調観察など

（看護師、理学療法士、音楽療法士、保育士を派遣）

＜施設支援＞

学校、保育所、障がい福祉事業所などで、職員への助言、技術指導など

（理学療法士、音楽療法士、保育士を派遣）

・長期入院精神障害者地域移行促進事業として、入院中の精神障害者に対し、関係機関と連携して希望に応じた地域生活が実現できるよう取り組みを進める。

・市町村相談支援として有田圏域における相談支援一般を行う。

・基幹相談支援センター等機能強化事業として、和歌山県福祉事業団と共同で有田圏域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務のほか、圏域の体制強化のための取り組みを行う。

③その他

支援センターの各事業は、それぞれの事業特性・圏域の現状・給付費や受託事業の報酬設定などの事情により、その業務量と経費に見合うだけの収益の確保が極めて困難で、収支は赤字が続いている。受託事業のなかには、地域の福祉事業者としての当福祉会の使命感で、事実上採算度外視で引き受けている事業もある。

事業の質を高める努力とともに、定額受託となる自治体へ引き続きの働きかけなど、収益向上・収支バランスの改善に取り組む。

特定相談の本年度報酬改定で「地域生活支援拠点」の登録や複数事業所による共同体制の協定を結ぶことで基本報酬の増額や取得できる加算が増えるため、圏域内で協議のうえ積極的に取得していく方針。







